



(号外) 独立行政法人国立印刷局

〔政令〕

〔省令〕 次

〔省令〕

- 自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(五五)
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令(五六)
- 地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令(四七)
- 地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令(四八)
- 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令(総務二六)
- 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令(法務一二)
- 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(法務二二)
- 宅地建物取引業法第六十九条第一項の規定に基づく聴聞を行う件
- 道路に関する件(中部地方整備局三〇・三一)
- 道路に関する件(北陸地方整備局四一)
- 道路に関する件(中部地方整備局三〇・三二)
- 道路に関する件(中国地方整備局二八、二九)
- 道路に関する件(九州地方整備局四七、四八)
- 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令(同三九)
- 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令(厚生労働三八)
- 予防接種実施規則の一部を改正する省令(同三九)
- 放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(四九)
- 放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(五〇)
- 保健師助産師看護師法施行令及び薬剤師法施行令の一部を改正する政令(五一)
- 薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(五二)
- 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(五三)
- 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(五四)
- 都市計画に関する件(東北地方整備局五五・六〇)

- 農林水産(一四)
- 経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令(経済産業一三)
- 弁理士法施行規則の一部を改正する省令(同一四)
- 農林水産(一四)
- 平成七年農林水産省告示第四百七十号等の一部を改正する等の告示(農林水産四一〇)
- 經濟産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件(經濟産業四二)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁四)
- 都市計画に関する件(東北地方整備局五五・六〇)

- 裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
住宅型式性能認定関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送达関係
会社その他
会社決算公告
- 國庫歳入歳出状況(平成十九年度平成二十年一月分)(財務省)
- 公 告
- 諸事項
- 戻
- 告 示
- 平成七年農林水産省告示第四百七十号等の一部を改正する等の告示(農林水産四一〇)
- 経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件(經濟産業四二)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁四)
- 都市計画に関する件(東北地方整備局五五・六〇)

- 放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第四九号)(総務省)
- 放送法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一三六号)の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成一〇年四月一日とした。

本号で公布された法令のあらまし

◇地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第四七号)(総務省)

◇地方財政再建促進特別措置法施行令における寄附金等の支出を認めることとする等、所要の見直しを行うこととした。(地方財政再建促進特別措置法施行令第一二条の三関係)

◇地方公共団体による国等への寄附金等の支出の制限について、住民に対する医療の提供に関する等、所要の見直しを行うこととした。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令附則第四条関係)

◇地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(政令第四八号)(総務省)

1 戸籍法の一部を改正する法律(平成一九年法律第三五号)の施行に伴い、戸籍に関する事務について徴収する地方公共団体の手数料の標準を定めている規定の整理を行うこととした。この政令は、平成二〇年五月一日から施行することとした。

2 放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第四九号)(総務省)

放送法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一三六号)の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成一〇年四月一日とした。

放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定めることとした。

放送法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一三六号)の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成一〇年四月一日とした。

放送法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一三六号)の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成一〇年四月一日とした。

放送法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一三六号)の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成一〇年四月一日とした。

放送法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一三六号)の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成一〇年四月一日とした。

○道路に関する件(同六一・六二)

○都市計画に関する件(中部地方整備局三〇・三一)

○道路に関する件(北陸地方整備局四一)

○道路に関する件(中部地方整備局三〇・三二)

○道路に関する件(中国地方整備局二八、二九)

○道路に関する件(九州地方整備局四七、四八)

○道路に関する件(北海道開発局一七、一八)

○道路に関する件(中部地方整備局三〇・三三)

○道路に関する件(中部地方整備局二八、二九)

○道路に関する件(中部地方整備局三〇・三二)

○道路に関する件(中部地方整備局二八、二九)

○道路に関する件(中部地方整備局三〇・三一)



印刷集・印刷独立行政法人国立印刷局

(省令)

日 次

- 薬事法關係手数料規則の一部を改正する件(財務九三)
- 國の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令

- (財務一五)
 - 薬事法關係手数料規則の一部を改正する省令(厚生労働五二)

告 示

- 地域再生計画を認定した件
(内閣府四)
- 地域再生計画の変更を認定した件
(同五、六)
- 産業高度化地域を指定する件の一部を改正する件(内閣府・経済産業二)
- 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第五条の規定に基づき、同条の消防常備市町村を指定する件(消防庁三)
- 債権管理回収業に関する特別措置法第二十四条第一項第三号の規定により債権回収会社の営業許可を取り消した件(法務一七四)
- 日本国に帰化を許可する件
(同一七五)
- コソボ共和国の承認の件
(外務二〇四)

- 工業標準化法第十九条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づき登録をした認証機関の件(経済産業五〇)
- 工業標準化法第十九条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の登録の規定に基づき登録をした認証機関の件(同五一)
- 係留施設の使用に関する私設信号に関する告示の一部を改正する件
(海上保安庁七八)
- 水路測量の実施に関する件(同七九)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(環境三二)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(北海道環境事務所一)

- 公聴会

- 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
- 電波監理審議会の意見の聴取について
(電波監理審議会)

- 歳入徴収官事務規程第二十八条の三四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件(財務九三)
- 一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品(厚生労働一二二)
- 薬事法關係手数料令第七条第一項第二号イ(4)及び(2)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(同一二三)
- 飼料の公定規格の一部を改正する件(農林水産四九二)
- 保安林の指定をする件
(同四九六・四九八)
- 保安林の指定を解除する件
(同四九二・四九五)
- 保安施設地区の指定をする件
(同五〇四)
- 工業標準化法第十九条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づき登録をした認証機関の件(経済産業五〇)
- 工業標準化法第十九条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の登録の規定に基づき登録をした認証機関の件(同五一)
- 係留施設の使用に関する私設信号に関する告示の一部を改正する件
(海上保安庁七八)
- 水路測量の実施に関する件(同七九)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(環境三二)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(北海道環境事務所一)

- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(東北地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(中部地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(中国四国地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(九州地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(同二)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(同二)

- 裁判所相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

〔公 告〕
〔公 告〕

官序

財団、司法書士懲戒処分、証票無効、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係

裁判所

破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

諸事項

〔公 告〕
〔公 告〕



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

三

諸事

公告

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告關係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

三

住所 千葉県船橋市習志野5丁目11番2号 陈淑华 昭和37年8月31日生	住所 神奈川県茅ヶ崎市高田2丁目10番12号 ビビアネ・ヌノムラ 昭和63年7月1日生
住所 埼玉県川口市並木3丁目7番1—205号 メロディ・ディ・ヘスス・ウチダ 昭和42年1月5日生	住所 東京都文京区大塚6丁目28番16号 陳一然 平成2年2月22日生
住所 沖縄県沖縄市安慶田4丁目16番16号 アリオ・セサル・ナカマ・キヤン 昭和46年3月30日生	住所 静岡県下田市鶴崎30番6号 方海蓮 昭和49年12月5日生
住所 埼玉県上尾市大字上192番地5 周類 昭和54年6月3日生	住所 千葉県中央区新宿2丁目5番9—1001号 徐萍 昭和44年6月2日生
住所 静岡県富士市岩本537番地72 カルロス・アルベルト・モンテアグド 昭和20年10月19日生	住所 横浜市南区高砂町2丁目21番地 邵麗 昭和46年10月8日生
住所 東京都町田市中町2丁目1番8号 孫英 昭和54年3月11日生	住所 横浜市瀬谷区阿久和西2丁目49番地3 朴永治 昭和29年7月19日生
住所 東京都日野市大字日野871番地5 蔡衛平 昭和47年12月23日生	住所 金明美 昭和34年4月2日生
住所 羊宇航 平成7年11月9日生 住所 山口県岩国市岩国3丁目6番29号 白平 昭和51年4月16日生	住所 朴崇裕 昭和59年9月17日生
住所 愛知県豊田市美和町3丁目3番地1 キンゴコク・エディベルト・チャン・マツナ ガ 昭和35年2月26日生	住所 朴裕和 昭和61年5月15日生
マリア・デル・カルメン・バトリシア・マゼッ ティ・デ・チャン 昭和38年4月15日生	住所 ト元陽 昭和43年2月15日生
マリナ・ライ・ワ・チャン・マゼッティ 昭和 59年1月12日生	住所 川崎市宮前区馬絹355番地 懷福順 昭和53年10月29日生
カルメン・ライ・メイ・チャン・マゼッティ 昭和60年8月5日生	住所 孫影 昭和54年7月25日生
住所 和歌山県橋本市高野口町伏原905番地1 朴幸雄 昭和27年6月20日生	○於慈御加長新(虹色印) 外務大臣 高村 正彦
金壬淑 昭和28年1月27日生 住所 和歌山県橋本市三石台1丁目1番地3 朴理香 昭和56年2月1日生	○財務省告示第九十三号 歳入徴収官事務規程(昭和1十七年大蔵省令第百四十一号)第118条の3第四項の規定に基づき、歳入徴収官事務規程第118条の3第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件(平成十五年三月財務省告示第百五十六号)の一部を次のよう改正し、平成二十年四月一日から適用する。
住所 和歌山県橋本市高野口町伏原834番地 朴議治 昭和52年7月12日生	平成二十年三月二十七日
マリア・ケイコ・フジタ 昭和27年2月11日生 イーゴル・ヌノムラ 平成5年2月13日生	財務大臣 額賀謙太郎

住所 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11916番地1 朴議治 昭和56年2月1日生	住所 神奈川県茅ヶ崎市高田2丁目10番12号 ビビアネ・ヌノムラ 昭和63年7月1日生
マリア・ケイコ・フジタ 昭和27年2月11日生 イーゴル・ヌノムラ 平成5年2月13日生	住所 東京都文京区大塚6丁目28番16号 陳一然 平成2年2月22日生
住所 静岡県下田市鶴崎30番6号 方海蓮 昭和49年12月5日生	住所 千葉県中央区新宿2丁目5番9—1001号 徐萍 昭和44年6月2日生
住所 横浜市南区高砂町2丁目21番地 邵麗 昭和46年10月8日生	住所 横浜市瀬谷区阿久和西2丁目49番地3 朴永治 昭和29年7月19日生
住所 金明美 昭和34年4月2日生	住所 朴崇裕 昭和59年9月17日生
住所 朴裕和 昭和61年5月15日生	住所 朴裕和 昭和62年4月27日生
住所 川崎市川崎区京町1丁目12番15—314号 ト元陽 昭和43年2月15日生	住所 川崎市宮前区馬絹355番地 懷福順 昭和53年10月29日生
住所 神奈川県小田原市鷺宮196番地 孫影 昭和54年7月25日生	住所 神奈川県小田原市鷺宮196番地 孫影 昭和54年7月25日生
○於慈御加長新(虹色印)	○於慈御加長新(虹色印)

○於慈御加長新(虹色印) 外務大臣 高村 正彦	○厚生労働省告示第百一十一号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第一号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定める医薬品を次のものに定め、平成二十年四月一日から適用する。
○於慈御加長新(虹色印)	○厚生労働省告示第百一十一号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第一号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定める医薬品を次の各号のいずれかに掲げる医薬品以外のものとする。
1 楽事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品(平成十九年厚生労働省告示第六十九号。以下「第一類医薬品及び第二類医薬品」という。)別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに同表に掲げるその他のもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤	1 楽事法第三十六条の三第一項第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、次の各号のいずれかに掲げる医薬品以外のものとする。
1 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げる漢方处方を有効成分として含有する製剤	1 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第三に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤
1 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第三に掲げる漢方处方を有効成分として含有する製剤	1 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第三に掲げる漢方处方を有効成分として含有する製剤

○於慈御加長新(虹色印) 外務大臣 高村 正彦	○厚生労働省告示第百一十一号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第一号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定める医薬品を次のものに定め、平成二十年四月一日から適用する。
○於慈御加長新(虹色印)	○厚生労働省告示第百一十一号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第一号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準及び ² の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた基準及び ² の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた基準を次のものに定め、平成二十年四月一日から適用する。
1 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げる漢方处方を有効成分として含有する製剤	1 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第三に掲げる漢方处方を有効成分として含有する製剤
1 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第三に掲げる漢方处方を有効成分として含有する製剤	1 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第三に掲げる漢方处方を有効成分として含有する製剤
1 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第三に掲げる漢方处方を有効成分として含有する製剤	1 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第三に掲げる漢方处方を有効成分として含有する製剤

○於慈御加長新(虹色印) 外務大臣 高村 正彦	○厚生労働省告示第百一十一号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第一号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定めた基準及び ² の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた基準を次のものに定め、平成二十年四月一日から適用する。
-------------------------	--

○於慈御加長新(虹色印) 外務大臣 高村 正彦	○厚生労働省告示第百一十一号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第一号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定めた基準及び ² の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた基準を次のものに定め、平成二十年四月一日から適用する。
-------------------------	--

○於慈御加長新(虹色印) 外務大臣 高村 正彦	○厚生労働省告示第百一十一号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第一号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定めた基準及び ² の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた基準を次のものに定め、平成二十年四月一日から適用する。
-------------------------	--

住所 千葉県船橋市習志野5丁目11番2号 陈淑华 昭和37年8月31日生 住所 埼玉県川口市並木3丁目7番1—205号 周海軒 昭和42年3月27日生
住所 埼玉県春日部市緑町6丁目3番12—103号 メロディ・ディ・ヘスス・ウチダ 昭和42年1月5日生
住所 沖縄県沖縄市安慶田4丁目6番16号 アリオ・セサル・ナカマ・キャン 昭和46年3月30日生
住所 埼玉県上尾市大字上192番地5 周穎 昭和54年6月3日生
住所 静岡県富士市岩本537番地72 カルロス・アルベルト・モンテアグド 昭和20年10月19日生
住所 東京都町田市中町2丁目1番8号 孫英 昭和54年3月11日生
住所 東京都日野市大字日野2871番地5 蔡衛平 昭和47年12月23日生
住所 山口県岩国市岩国3丁目6番29号 白平 昭和55年4月16日生
住所 愛知県豊田市美和町3丁目3番地1 キンゴコク・エデイルベルト・チャン・マツナ ガ 昭和35年2月26日生
住所 和歌山県橋本市高野口町伏原905番地1 朴辛雄 昭和27年6月20日生
住所 和歌山県橋本市三石台1丁目1番地3 朴理香 昭和56年2月1日生
住所 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11916番地1 朴讓治 昭和52年7月12日生
マリア・ケイコ・フジタ 昭和27年2月11日生 イーゴル・ヌノムラ 平成5年2月13日生

住所 神奈川県茅ヶ崎市高田2丁目10番12号 ビビアネ・ヌノムラ 昭和63年7月1日生 住所 東京都文京区大塚6丁目28番16号 鶴蘭 昭和56年7月14日生
住所 千葉市中央区新宿2丁目5番9—1001号 徐萍 昭和44年6月2日生
住所 方海蓮 昭和49年12月5日生 廖慧敏 平成元年4月21日生
住所 横浜市南区高砂町2丁目21番地 邵麗 昭和46年10月8日生
住所 横浜市瀬谷区阿久和西2丁目49番地3 朴永治 昭和29年7月19日生
住所 朴崇裕 昭和59年9月17日生 朴麻里 昭和61年5月15日生
住所 朴裕和 昭和62年4月27日生 卞元錫 昭和43年2月15日生
住所 川崎市川崎区京町1丁目12番15—314号 孫影 昭和54年7月25日生
○ 本省告示第91号 日本国政令第10号(昭和35年1月18日)「日本 共和国を承認した。」 平成11年1月11十七日
○ 外務大臣 高村 庄遂

○ 藥事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一 号)第七条第一項第一号イの規定に基づき厚生 労働大臣が定める医薬品を次のものに定め る。平成二十年四月一日から適用する。
○ 藥事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一 号)第七条第一項第二号イ及び四の規定に基 づき、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ 及び四の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 を次のように定め、平成二十年四月一日から適用 する。
○ 厚生労働省告示第百一十一号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一 号)第七条第一項第二号イ及び四の規定に基 づき、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ 及び四の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 を次のように定め、平成二十年四月一日から適用 する。
○ 厚生労働省告示第百一十一号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一 号)第七条第一項第二号イ及び四の規定に基 づき、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ 及び四の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 を次のように定め、平成二十年四月一日から適用 する。
○ 厚生労働省告示第百一十一号 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一 号)第七条第一項第二号イ及び四の規定に基 づき、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ 及び四の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 を次のように定め、平成二十年四月一日から適用 する。

六 第一類医薬品及び第一類医薬品別表第三に 掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並 びに同表に掲げるその他のもの、その水和物 及びそれらの塩類を有効成分として含有する 製剤
○ 藥事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一 号)第七条第一項第一号イの規定に基づき、 薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第 二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する 第一類医薬品及び第二類医薬品(平成十九年 厚生労働省告示第六十九号。以下「第一類医 薬品及び第二類医薬品」という。)別表第一に 掲げるもの、やの水和物及びそれらの塩類並 びに同表に掲げるその他のもの、その水和物 及びそれらの塩類を有効成分として含有する 製剤
一 第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一に 掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並 びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第二 に掲げる漢方処方を有効成分として含有する 製剤
一 國際機関による定めた基準であつて、 乳児用調製粉乳の用法として、調製の際に使 用する湯の温度を摂氏七十度以上に保つこと その他の事項を定めるもの
一 一般用漢方処方に關する薬事法(昭和三十 五年法律第四百四十五号)第十四条第三項第三 号(同条第九項及び第十九条の二第五項にお いて準用する場合を含む)の審査に係る基準
○ 農林水産省告示第四百九十一号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法 律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十六条第 一項の規定に基づき、飼料の公定規格(昭和五十 一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号) 一部を次のように改正し、公布の日から施行する。 平成二十一年三月二十七日 農林水産大臣 若林 正俊 (「次のもの」は、省略し、その関係書類を農林 省に備え置いて総覽に供する。)
○ 農林水産省告示第四百九十一号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 一十五条第一項の規定により、次のように保安林 の指定をす。
○ 農林水産省告示第四百九十一号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 一十五条第一項の規定により、次のように保安林 の指定をす。

平成20年度医薬品手数料単価比較表(改定案)

注) 手数料額欄の下段は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

(単位:円)

区分	【現行】手数料額		【改定】手数料額		
	国	機構(審査)	国	機構(審査)	
医薬品審査(新規承認)					
新医薬品(その1)(オーファン以外)	先の申請品目	480,700 7条1項1号イ(1)	23,788,100 17条1項1号イ(1)	480,700 7条1項1号イ(1)	23,788,100 17条1項1号イ(1)
	規格違ひ品目	131,500 7条1項1号イ(2)	2,464,000 17条1項1号イ(3)	131,500 7条1項1号イ(2)	2,464,000 17条1項1号イ(3)
新医薬品(その1)(オーファン)	先の申請品目	480,700 7条1項1号イ(1)	19,934,100 17条1項1号イ(2)	480,700 7条1項1号イ(1)	19,934,100 17条1項1号イ(2)
	規格違ひ品目	131,500 7条1項1号イ(2)	2,061,500 17条1項1号イ(4)	131,500 7条1項1号イ(2)	2,061,500 17条1項1号イ(4)
新医薬品(その2)(オーファン以外)	先の申請品目	314,900 7条1項1号イ(3)	11,353,100 17条1項1号イ(5)	314,900 7条1項1号イ(3)	11,353,100 17条1項1号イ(5)
	規格違ひ品目	90,100 7条1項1号イ(4)	1,174,300 17条1項1号イ(6)	90,100 7条1項1号イ(4)	1,174,300 17条1項1号イ(6)
新医薬品(その2)(オーファン)	先の申請品目	314,900 7条1項1号イ(5)	9,345,700 17条1項1号イ(7)	314,900 7条1項1号イ(5)	9,345,700 17条1項1号イ(7)
	規格違ひ品目	90,100 7条1項1号イ(6)	1,004,100 17条1項1号イ(8)	90,100 7条1項1号イ(6)	1,004,100 17条1項1号イ(8)
後発医療用医薬品	適合性調査あり	29,200 7条1項1号イ(7),(8)	412,100 17条1項1号イ(9)	29,200 7条1項1号イ(7),(8)	412,100 17条1項1号イ(9)
	適合性調査なし	29,200 7条1項1号イ(7),(8)	412,100 17条1項1号イ(9)	28,200 7条1項1号イ(7),(8)	412,100 17条1項1号イ(9)
一般用医薬品	スイッチOTC等	先の申請品目		203,500 7条1項1号イ(9)	1,291,600 17条1項1号イ(10)
		規格違ひ品目		203,500 7条1項1号イ(10)	1,291,600 17条1項1号イ(10)
医薬品審査(承認事項一部変更承認)	その他	19,300 7条1項1号イ(9),(10)	110,300 17条1項1号イ(10)	19,300 7条1項1号イ(11),(12)	110,300 17条1項1号イ(11)
新医薬品(その1、その2)(オーファン以外)	効能・効果、用法又は用量の変更	314,900 7条1項2号イ(1),(7)	10,190,500 17条1項2号イ(1)	314,900 7条1項2号イ(1),(7)	10,190,500 17条1項2号イ(1)
	規格違ひ品目	90,100 7条1項2号イ(2),(8)	1,057,400 17条1項2号イ(2)	90,100 7条1項2号イ(2),(8)	1,057,400 17条1項2号イ(2)
新医薬品(その1、その2)(オーファン)	その他(上記以外の変更)	16,700 7条1項2号イ(3),(9)	205,100 17条1項2号イ(3)	16,700 7条1項2号イ(3),(9)	205,100 17条1項2号イ(3)
	(再審査期間中)	16,700 7条1項2号イ(3),(9)	205,100 17条1項2号イ(3)	16,700 7条1項2号イ(3),(9)	205,100 17条1項2号イ(3)
後発医療用医薬品	効能・効果、用法又は用量の変更	314,900 7条1項2号イ(4),(10)	8,434,300 17条1項2号イ(4)	314,900 7条1項2号イ(4),(10)	8,434,300 17条1項2号イ(4)
	規格違ひ品目	90,100 7条1項2号イ(5),(11)	875,600 17条1項2号イ(5)	90,100 7条1項2号イ(5),(11)	875,600 17条1項2号イ(5)
新医薬品(その1、その2)(オーファン)	その他(上記以外の変更)	16,700 7条1項2号イ(6),(12)	132,700 17条1項2号イ(6)	16,700 7条1項2号イ(6),(12)	132,700 17条1項2号イ(6)
	(再審査期間中)	16,700 7条1項2号イ(6),(12)	132,700 17条1項2号イ(6)	16,700 7条1項2号イ(6),(12)	132,700 17条1項2号イ(6)
一般用医薬品	効能・効果、用法又は用量の変更	314,900 7条1項2号イ(13)	10,190,500 17条1項2号イ(1)	314,900 7条1項2号イ(13)	10,190,500 17条1項2号イ(1)
	規格違ひ品目	90,100 7条1項2号イ(14)	1,057,400 17条1項2号イ(2)	90,100 7条1項2号イ(14)	1,057,400 17条1項2号イ(2)
ガイドライン等に基づくもの				16,700 7条1項2号イ(15)	35,600 17条1項2号イ(7)
				16,700 7条1項2号イ(15)	205,100 205,100
その他(上記以外の変更)	適合性調査あり	16,700 7条1項2号イ(15)	205,100 17条1項2号イ(3)	16,700 7条1項2号イ(16)	205,100 17条1項2号イ(3)
	適合性調査なし	16,700 7条1項2号イ(15)	205,100 17条1項2号イ(3)	16,700 7条1項2号イ(16)	205,100 17条1項2号イ(3)
スイッチOTC等	功能・効果、用法又は用量の変更	314,900 7条1項2号イ(17)	10,190,500 17条1項2号イ(1)	314,900 7条1項2号イ(17)	10,190,500 17条1項2号イ(1)
	規格違ひ品目			90,100 7条1項2号イ(18)	1,057,400 17条1項2号イ(2)
その他(上記以外の変更)	その他(上記以外の変更)			16,700 7条1項2号イ(19)	56,400 17条1項2号イ(8)
				16,700 7条1項2号イ(19)	35,600 17条1項2号イ(8)
一般用医薬品	効能・効果、用法又は用量の変更	314,900 7条1項2号イ(7)	10,190,500 17条1項2号イ(1)	314,900 7条1項2号イ(20)	10,190,500 17条1項2号イ(1)
	規格違ひ品目	90,100 7条1項2号イ(8)	1,057,400 17条1項2号イ(2)	90,100 7条1項2号イ(21)	1,057,400 17条1項2号イ(2)
ガイドライン等に基づくもの				16,700 7条1項2号イ(22)	35,600 17条1項2号イ(7)
				16,700 7条1項2号イ(22)	56,400 17条1項2号イ(8)
その他(上記以外の変更)	その他(上記以外の変更)	16,700 7条1項2号イ(18)	56,400 17条1項2号イ(7)	16,700 7条1項2号イ(23)	56,400 17条1項2号イ(8)

